

「鷹栖町の胃がん対策事業～中学生に対するピロリ菌検査・治療」についての説明書

平成 31 年 3 月 11 日

●背景

胃がんの発生にはヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）が深く関わっていることがわかっており、1994 年に世界保健機構（WHO）と世界がん研究機関（IARC）によって“確実な発がん因子”として分類されています。

ピロリ菌感染から胃がんまで至る経過としては、ピロリ菌の持続感染により「慢性胃炎→萎縮性胃炎→腸上皮化生→胃癌」という進展方式が考えられており、胃がんの 98～99% はピロリ菌感染者または感染既往者から発生しているというデータが示されています。一方ピロリ菌陰性者ではほとんど胃癌を発生しないことも明らかになっており、現在ピロリ菌の除菌は健康保険で慢性胃炎まで拡大されています。また、この数年は胃がん予防を目的として中学生を対象とした早い段階での除菌治療が注目されており、2015 年 1 月現在で道内 9 市町村において「中学生におけるピロリ菌検査と除菌治療」の取り組みが行われています。

●目的・利点

今回、中学生を対象としたピロリ菌検査・除菌（以下『本検査・治療』とします。）を実施する目的・利点は大きく下記の 3 点となります。

- 1)ピロリ菌感染の成立は 5 歳位までと報告されています。感染後除菌治療を受け成功するとその後ほとんど胃がんが発症しないので、若年者の時点での早期の除菌は胃がん撲滅の重要な方法とされています。
- 2)上下水道が完備した現在ではピロリ菌感染のメインルートは親子（主に母子）間と言われており、次世代への感染連鎖を断ち切る最も有効な手段と言えます。
- 3) 1 次検査は検尿の提出のみで済むので生徒の負担が軽く済みます。

●実施内容と方法

(1)対象となる学年

鷹栖町に在住している平成 31 年度に中学校 2 年生の生徒で申込みをいただいた方

(2)検査方法と項目

・検査前に必要な情報（添付したアンケートでおたずねします）

①本人の生年月日、性別、病歴、ピロリ菌検査・除菌歴

②同居する家族の続柄、生年月日、性別、病歴、ピロリ菌検査・除菌歴

・1 次検査から 2 次検査

① 1 次検査は学校で行う尿検査の一部を使い、申込みをいただいた方に対して旭川厚生病院でピロリ菌感染の有無を調べます。（尿中抗体検査）

- ② この検査でピロリ菌がいる（陽性）とされた方に対して2次検査のため旭川厚生病院消化器科を受診していただき、息による検査（尿素呼気試験）でピロリ菌がいるかどうかを再検査します。その結果、陽性であった場合、ピロリ菌をなくす治療（除菌治療）を行います。
- ③ その後2カ月後以降に除菌できたかどうかを尿素呼気試験で判定し、ピロリ菌がいなくなっている（陰性）の場合には治療は終了となります。
- ④ 陽性の場合、もう一度除菌治療（2次除菌）を行い、その2カ月後以降にまた除菌の判定をし、陰性、陽性いずれにしても治療は終了となります。

・治療後の経過確認

- ①定期的にピロリ菌に関係する病気（胃がん、胃・十二指腸潰瘍など）にかかっていないかアンケートを送付させていただきます。

(3)除菌治療

除菌治療は薬の内服で行います。現在、推奨されている治療は、1種類の胃酸を抑える薬と2種類の抗生剤を1日2回、7日間内服するものです。（除菌治療に関して対象となる方に改めて説明します）

(4)予想される偶発症（検査・治療でたまたま生じる不都合な症状）

1次検査である尿中抗体検査では検尿を用いるため、偶発症の発生は予想されません。尿素呼気試験において使用される検査薬剤は、現在まで重篤な副作用は認められていません。除菌治療で使用される薬剤は通常診療に用いられる薬剤です。除菌治療による重篤な副作用の報告はありませんが、軟便や下痢などを認めた報告があります。

●検査結果の通知

1次検査の結果は約3週間後に申し込みご本人に郵送いたします。
また、検査結果は旭川厚生病院から鷹栖町教育委員会へ報告します。

●本検査・治療への参加と撤回

この検査・治療に参加されるかどうかは、本人・保護者の自由意志でお決めください。
たとえ参加に同意されない場合でも一切の不利益を受けません。

●本検査・治療への参加を中止される場合について

本検査・治療への参加を途中で中止を希望された場合、旭川厚生病院へ保護者と共にお申し出ください。また、医師が、検査・除菌治療が困難と判断した場合なども中止とすることがあります。

●情報提供

本検査・治療に関して、安全性に影響を与えるような新たな情報が得られた場合には、すみやかにお伝えします。

●個人情報取り扱い

情報等の漏えい、盗難、紛失等が起こらないよう病院での通常診療業務と同様に必要な処理を行います。本検査・治療から得られた結果が、学会や医学雑誌、講演などで公表されることはありますが、このような場合にも、個人を特定することができる情報が外部に漏れることは一切ありません。

●健康被害が生じた場合の対応・補償

本検査・治療において健康被害が生じた場合には旭川厚生病院で直ちに適切な処置を行います。その際に検査や治療が必要となる場合は通常診療と同様であり、かかる費用は保護者にお支払いいただくこととなり、特別な補償はありません。この点をご理解の上でご検討ください。

●費用負担

尿中抗体検査(1次検査)、尿素呼気試験(2次検査および除菌判定)、除菌治療は鷹栖町および旭川厚生病院が負担します。それ以外の費用に関してはご本人・保護者の負担となります。

●知的財産権の帰属

本検査・治療の結果から、知的財産権などが生じる可能性があります、その権利は旭川厚生病院に帰属します。

●申し込みについて

この説明書にて本検査・治療についての具体的な方法を記載いたしました。本検査・治療を受けるかどうかは、内容を十分にご理解・ご納得いただいたうえでお決めください。本検査・治療を希望される場合は、別紙の『同意書(兼)検査申込書』と『鷹栖町の胃がん対策事業～中学生に対するピロリ菌検査・治療に関するアンケート』に必要項目を記入のうえ同封の封筒で鷹栖町教育委員会へ返送してください。

●旭川厚生病院の担当

【総括責任者】旭川厚生病院健診センター長(兼)副院長 秋葉裕二

【責任者】旭川厚生病院消化器科主任部長 佐藤智信

【事務局】旭川厚生病院健康推進課長 菅原 淳

【連絡先】

住所：〒078-8211 旭川市1条通24丁目111番地 電話：0166-33-7171(代表)

※ご不明点等のお問い合わせは事務局までお願いいたします。